

平成 29 年第 5 回大田区選挙管理委員会 臨時委員会 議事要旨

日時 平成 29 年 10 月 9 日（月）午前 9 時 55 分

場所 選挙管理委員会室

議案審議

- 1 選挙人名簿登録の抹消について
公職選挙法第 28 条の規定に基づき、永久選挙人名簿から 3,849 名を抹消した。
- 2 選挙人名簿の登録について
公職選挙法第 22 条第 2 項の規定に基づき、永久選挙人名簿に 4,232 名を選挙時登録した。
- 3 在外選挙人名簿登録の抹消について
公職選挙法第 30 条の 11 の規定に基づき、在外選挙人名簿から 3 名を抹消した。
- 4 在外選挙人名簿の登録について
公職選挙法第 30 条の 6 第 1 項の規定に基づき、在外選挙人名簿に 9 名を登録した。
- 5 地方自治法第 74 条第 5 項等の規定による数の告示について
地方自治法第 74 条第 5 項等の規定に基づく数の告示について承認された。
- 6 衆議員議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所について
公職選挙法第 144 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 29 年 10 月 22 日執行の衆議院議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所を定めた。
- 7 衆議員議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の告示について
公職選挙法第 48 条の 2 第 6 項等の規定に基づき、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を定めた。
- 8 衆議員議員選挙における指定在外期日前投票所の告示について
公職選挙法第 48 条の 2 第 1 項等の規定に基づき、衆議院議員選挙におけ

る指定在外期日前投票所を定めた。

- 9 衆議員議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所の告示について
公職選挙法第 39 条及び第 41 条の規定に基づき、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票日当日投票所を定めた。
- 10 衆議員議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票の場所及び日時について
公職選挙法第 64 条の規定に基づき、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票の場所及び日時を定めた。
- 11 衆議員議員選挙における投票管理者等の選任について
公職選挙法第 37 条等の規定に基づき、衆議院議員選挙における投票管理者等を選任した。
- 12 衆議員議員選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任告示について
公職選挙法施行令第 25 条等の規定に基づき、衆議院議員選挙における投票管理者及び同職務代理者を選任告示した。
- 13 衆議員議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及び同職務代理者の選任告示について
公職選挙法第 61 条第 2 項等の規定に基づき、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及び同職務代理者を選任告示した。
- 14 衆議院議員選挙における開票立会人のくじを行う場所及び日時について
公職選挙法第 62 条第 6 項の規定に基づき、衆議院議員選挙における開票立会人のくじを行う場所及び日時を定めた。
- 15 東京海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の調製について
漁業法第 89 条第 1 項等の規定に基づき、平成 29 年 9 月 1 日現在の調査結果である 91 名の東京海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を調製する。
- 16 東京海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について
漁業法第 94 条において準用する公職選挙法第 24 条第 2 項の規定に基づき、平成 29 年 10 月 9 日調製の東京海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の

縦覧場所を定めた。

報告事項

- 1 今後の日程について
今後の日程について確認した。
- 2 衆議院議員選挙の立候補受付について
衆議院議員選挙の立候補届出受付の実施手順について確認した。
- 3 投票事務従事者の選任について
衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票事務従事者のうち、事務長、庶務係長、相談係について報告した。